

【ABC 消費者情報 Vol. 43】

■ 貴金属等の買い取りサービスに注意

突然自宅を訪れ、アクセサリーなどの貴金属や和服等を強引に買い取られてしまったという訪問買い取りサービスに関する相談が全国的に増加しています。

■ 全国の事例

○「震災で医療機器の製造に必要な貴金属が不足している」と業者が訪問し、純金の指輪を計算根拠の分からない金額で買い取られた。書類に個人情報を書かされたが、業者の情報は知らされておらず不安。

○「不要な着物を買取る」と電話があったので来てもらったところ、ついでに貴金属も買い取ると言い、強引にネックレスや指輪、ブレスレットを安価な金額で買い取られた。

※市消費生活センターにも買い取りサービス業者からの電話や訪問に関する情報提供が寄せられています。

■ アドバイス

○訪問買い取りサービスは、クーリング・オフの対象外と考えられ、物品を取り戻すのは困難です。買い取りが不要であれば毅然とした態度で断りましょう。

○断ってもしつこく勧誘される場合やいつまでも自宅に居座るような場合は、警察を呼ぶことも方法の一つです。

○買い取りサービス業者は古物営業法で定められた「許可証」、「従業者証」を携帯しなければなりません。

住所や連絡先とともに許可証等を確認しましょう。

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611